

路外駐車場設置届出に関する手引き

宮代町 まちづくり建設課

令和3年3月

目次

I	路外駐車場	1
1	路外駐車場とは	
2	路外駐車場設置に関する法律等	
3	路外駐車場届出フロー	
II	駐車場法	2
1	技術基準への適合が必要となる路外駐車場	
2	駐車場法の届出	
3	路外駐車場設置（変更）手続き	
(1)	路外駐車場の設置（変更）手続きの流れ	
(2)	路外駐車場の届出に必要な書類一覧	
4	路外駐車場の構造及び設備に関する技術基準〔駐車場法施行令〕	
5	路外駐車場の管理規程	
III	バリアフリー新法	17
1	バリアフリー新法の対象となる駐車場	
2	バリアフリー新法の届出	
3	特定路外駐車場設置（変更）手続き	
(1)	特定路外駐車場設置（変更）手続きの流れ	
(2)	特定路外駐車場の届出に必要な書類一覧	
4	特定路外駐車場の移動円滑化基準	
IV	埼玉県福祉のまちづくり条例	20
1	埼玉県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場	
2	埼玉県福祉のまちづくり条例の届出	
3	特定生活関連施設新築等（変更）手続き	
(1)	特定生活関連施設新築等（変更）手続きの流れ	
(2)	特定生活関連施設の届出に必要な書類一覧	
4	路外駐車場の整備基準〔埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則〕	
V	届出様式等	22
1	駐車場法	
2	バリアフリー新法	
3	埼玉県福祉のまちづくり条例（参考）	

手引き内の法律等の記載について

- ・ 駐車場法 ⇒ 駐法
- ・ 駐車場法施行令 ⇒ 駐令
- ・ 駐車場法施行規則 ⇒ 駐規則
- ・ バリアフリー新法 ⇒ バ法
- ・ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 ⇒ バ省令
- ・ 埼玉福祉のまちづくり条例 ⇒ 福まち条例
- ・ 埼玉福祉のまちづくり条例施行規則 ⇒ 福まち規則

I 路外駐車場

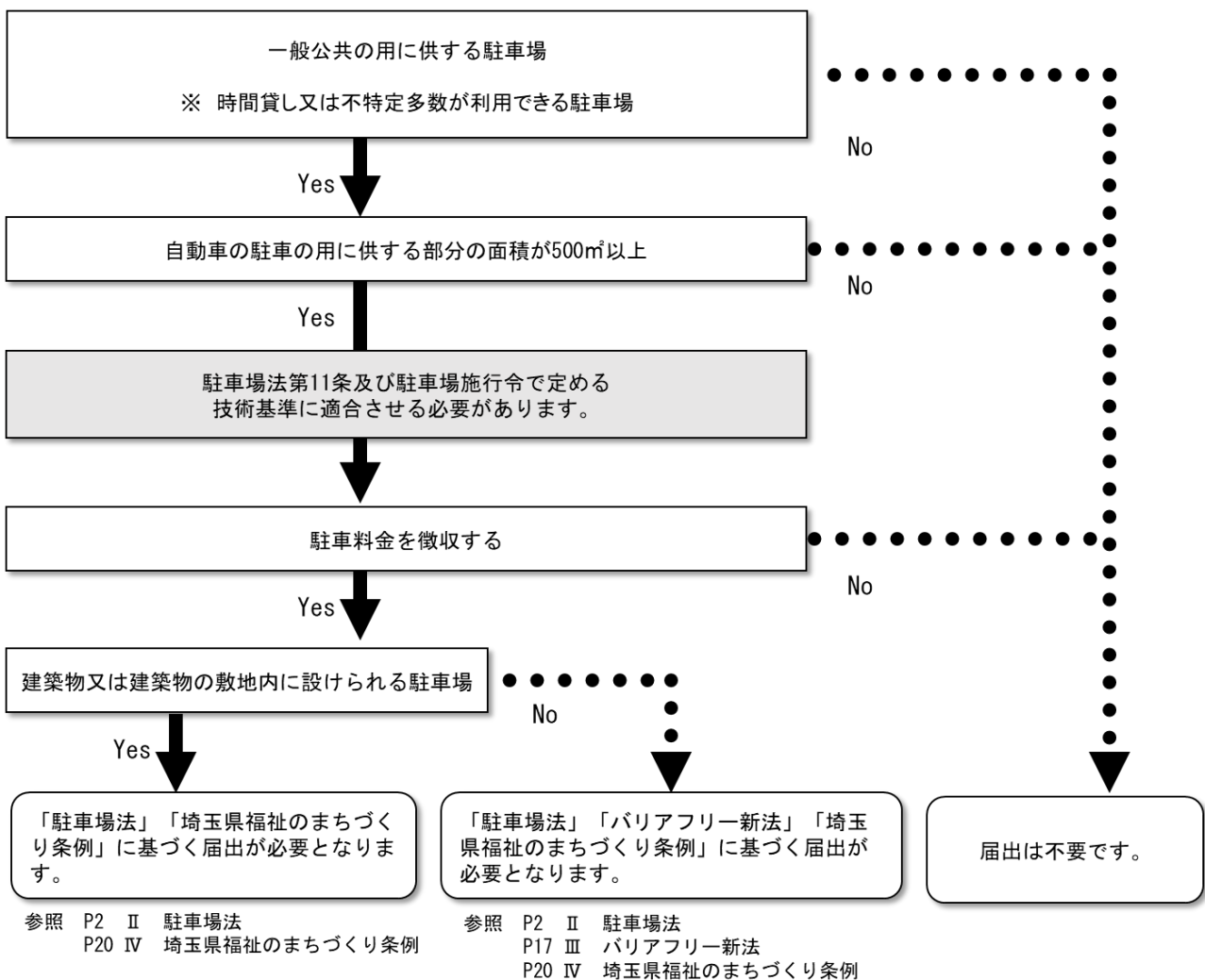
1 路外駐車場とは

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車（自動二輪車を含む。）の駐車のための施設であつて、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供される駐車場をいいます。（月極駐車場などは該当しません。）〔駐法第2条第2項〕

2 路外駐車場設置に関する法律等

路外駐車場に関する法律である「駐車場法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」では、駐車場を設置する際に必要な技術基準と届出義務が規定されており、埼玉県においても「埼玉県福祉のまちづくり条例」で、整備基準と届出義務が規定されています。

3 路外駐車場届出フロー



II 駐車場法

1 技術基準への適合が必要となる路外駐車場

路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものの構造及び施設は、建築基準法その他の法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術基準に適合させる必要があります。〔駐法第 11 条〕

2 駐車場法の届出

(1) 路外駐車場設置（変更）の届出

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であり、駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を町長に届け出る必要があります。また、届出てある事項を変更するときも同様です。〔駐法第 12 条〕

(2) 管理規程（変更）の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、供用開始後 10 日以内に町長に届け出る必要があります。また、管理規程に定めた事項を変更した場合も同様です。〔駐法第 13 条〕

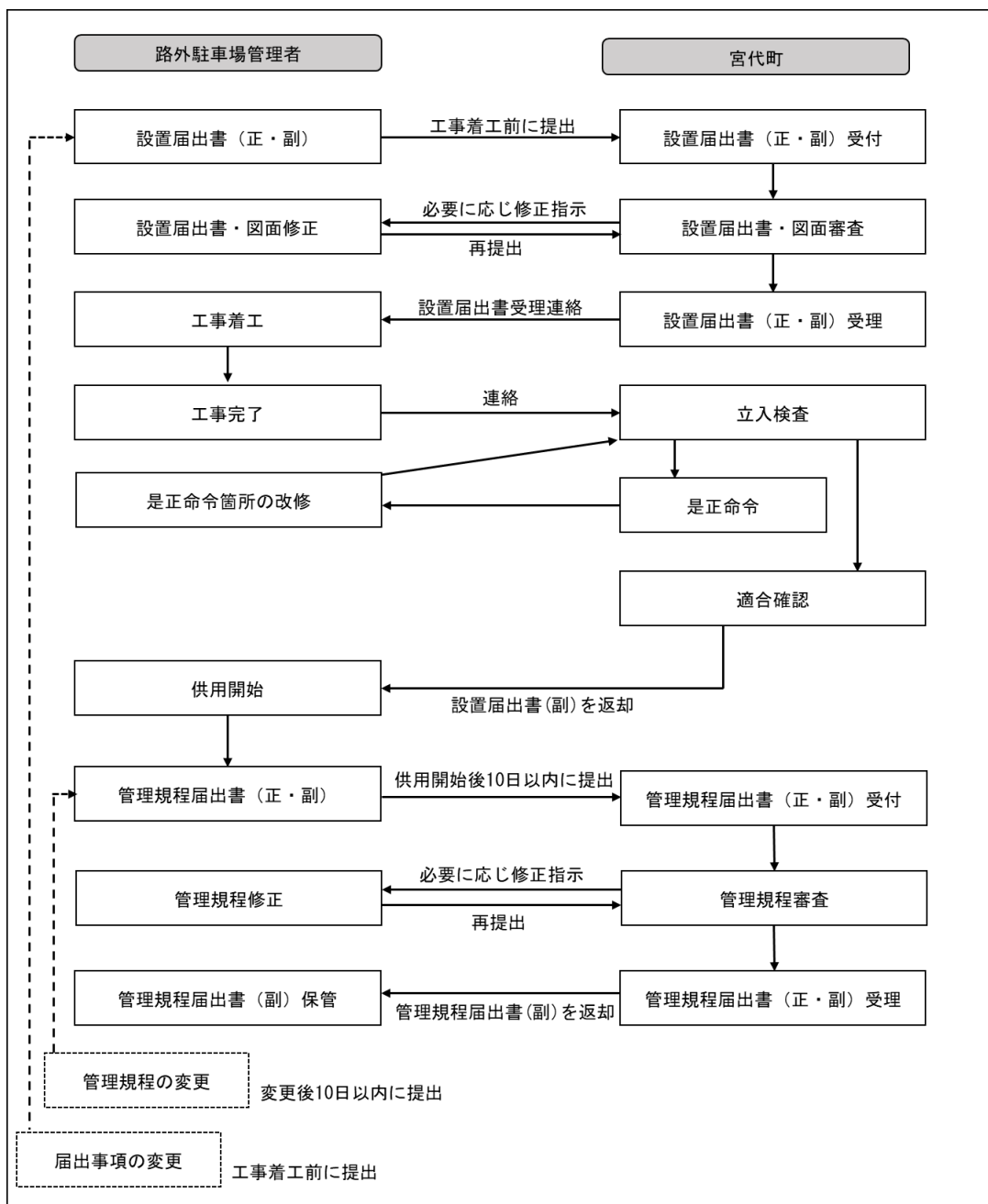
(3) 路外駐車場休止等の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部または一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10 日以内に町長に届け出る必要があります。また、休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開した際も同様に届け出る必要があります。〔駐法第 14 条〕

3 路外駐車場設置（変更）手続き

(1) 路外駐車場の設置（変更）手続きの流れ

- ① 工事着工までに路外駐車場設置（変更）届出書を **2部（正・副）** 提出してください。
〔駐法第 12 条〕
- ② 工事完了後に路外駐車場の構造及び設備に関する基準に適合しているかの立入検査を行います。
〔駐法第 18 条〕
- ③ 路外駐車場の構造及び設備についての技術基準に適合していない場合、是正の指示を行うことがあります。〔駐法第 19 条〕
- ④ 供用開始後、10 日以内に路外駐車場管理規程（変更）届出書を **2部（正・副）** 提出してください。
〔駐法第 13 条第 1 項〕
- ⑤ 上記（①～④）の届出や指示に従わない場合、罰則規定があります。
〔駐法第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条〕



(2) 路外駐車場の届出に必要な書類一覧

路外駐車場の設置、変更、廃止、休止、再開等を行う場合は、下記の書類を **2部（正・副）** 提出してください。

・路外駐車場設置（変更）の届出【工事着工前に提出】

必要書類	
1	路外駐車場設置届チェックリスト（参照 P23, 24）
2	路外駐車場設置（変更）届出書（参照 P25, 26）
3	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上
4	平面図 縮尺 1/200 以上（以下の事項を表記） ①駐車場の区域（一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲） ②出入口及び、車路その他の主要施設（事務所、料金所、照明、警報装置等（建築物の内部にあるものを除く。）） ③駐車場周辺の道路状況（駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋）
5	建築物の場合
	各階平面図 縮尺 1/200 以上
	立面図 縮尺 1/200 以上（2面以上）
	断面図 縮尺 1/200 以上（2面以上）
	屈曲部、傾斜部等の詳細図 縮尺 1/200 以上
	照度計算書
	換気計算書
6	機械式駐車場の場合
	大臣認定書の写し
	特殊装置設置計画書（参照 P35）
	仕様図又は全体組立図

※変更については、次ページも参考にしてください。

・管理規程（変更）の届出【供用開始（変更）後 10 日以内に提出】

必要書類	
1	路外駐車場管理規程チェックリスト（参照 P29）
2	管理規程（変更）届出書（参照 P30, 31）
3	管理規程の写し
4	供用時間及び駐車料金の表示箇所の写真等

※変更については、次ページも参考にしてください。

・路外駐車場廃止・休止・再開届出書【廃止・休止・再開後 10 日以内に提出】

必要書類	
1	路外駐車場廃止・休止・再開届出書（参照 P32, 33, 34）
2	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上
3	平面図 縮尺 1/200 以上（廃止・休止・再開する駐車場の区域を表示）

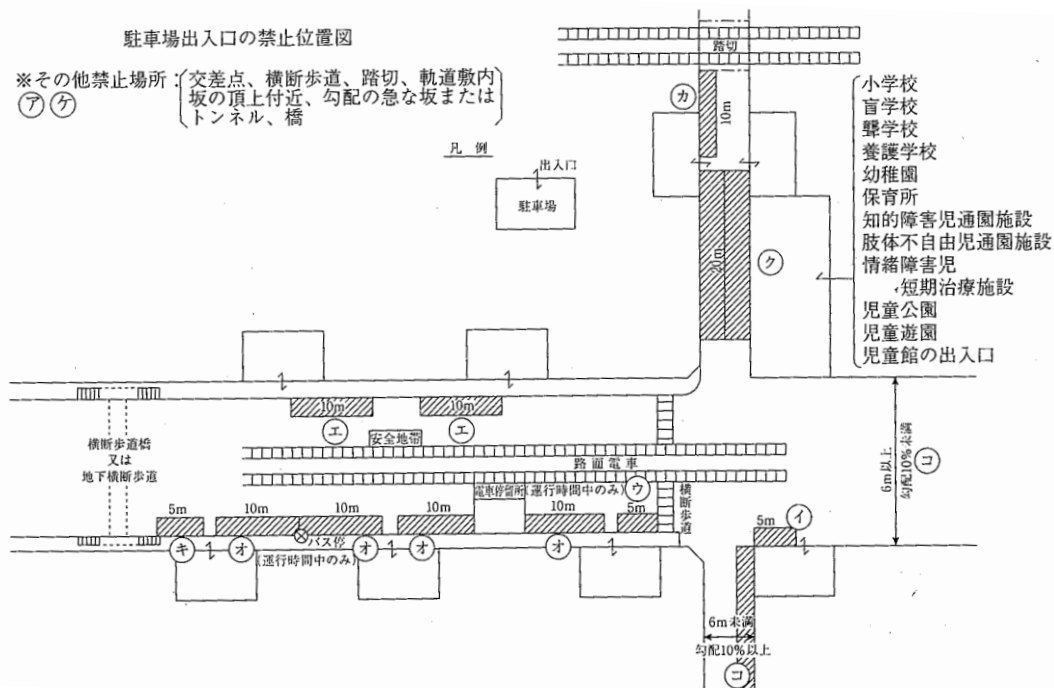
・変更について

変更の内容	必要書類	添付書類
管理者の変更	路外駐車場設置変更届出書 管理規程変更届出書	
管理者の住所等の変更	路外駐車場設置変更届出書 管理規程変更届出書	
駐車場の名称変更	路外駐車場設置変更届出書 管理規程変更届出書	
規模、構造、設備の変更	路外駐車場設置変更届出書	変更事項に係る図面
従業員数の変更	路外駐車場設置変更届出書	
駐車料金の変更	管理規程変更届出書	理由書、決算書等
供用時間、借用契約、 省令で定められた事項の変更	管理規程変更届出書	定期契約変更の場合は契約書

4 路外駐車場の構造及び設備に関する技術基準〔駐車場法施行令〕

(1) 駐車場の出入口を設けることができない箇所〔駐令第7条第1項第1号〕

- ① 道路交通法第44条各号に掲げられている道路部分。以下のa~fの箇所が該当します。
 - a 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル (㉞)
 - b 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 (㉟)
 - c 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 (㊱)
 - d 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (㊲)
 - e 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は、路面電車の運行時間中に限る。） (㊳)
 - f 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (㊴)
- ② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分 (㊵)
- ③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。） (㊶)
- ④ 橋 (㊷)
- ⑤ 幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路 (㊸)



(2) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所〔駐令第7条第2項〕

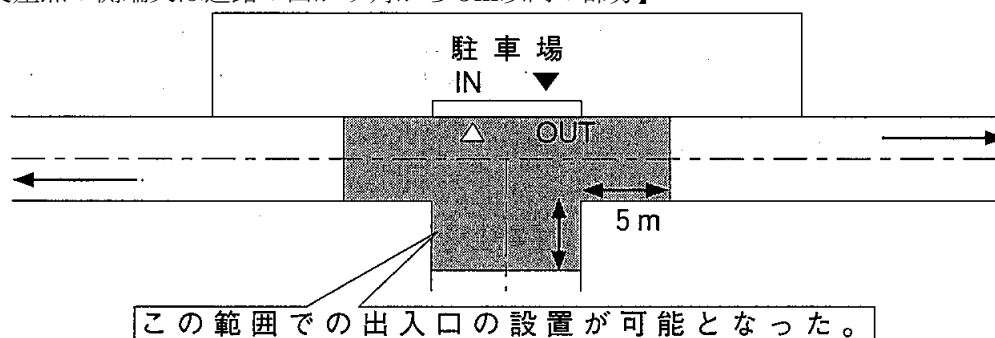
道路交通法第44条に掲げる道路の部分のうち、次に掲げる道路又はその部分に設ける路外駐車場の出入口のうち、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、路外駐車場の出入口を設けることができます。

- ① 道路交通法第44条第1号、第2号、第4号、第5号に掲げる道路の部分（同条第1号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）
- ② 橋
- ③ 幅員が6m未満の道路

※「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。

【交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分】



参考：駐車場法解説から引用

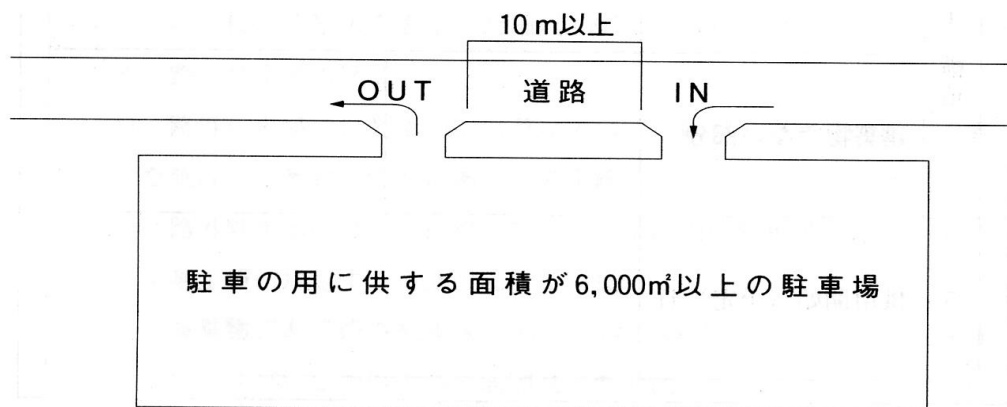
(3) 路外駐車場の前面道路が2以上の場合〔駐令第7条第1項第2号〕

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合において、自動車の出入口は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設ける必要があります。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのある場合やその他特別な理由がある場合はこの限りではありません。

(4) 入口と出口の隔離〔駐令第7条第1項第3号〕

自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場の場合は、自動車の入口と出口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上とする必要があります。

※ただし、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、入口と出口の間隔を10m未満とすることも可能です。

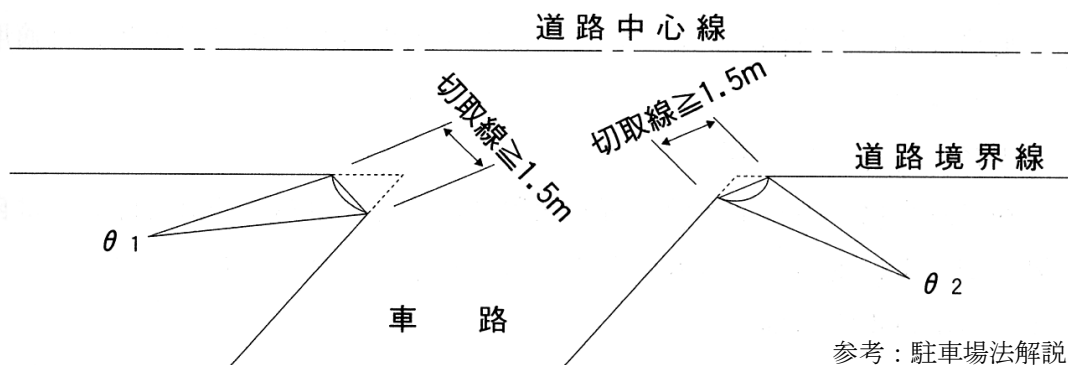


参考：駐車場法解説から引用

(5) 出入口の隅切り〔駐令第7条第1項第4号〕

駐車場の出入口において自動車の回転を容易にするために必要がある場合には、隅切りが義務付けられています。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。

また、車路は、当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいです。

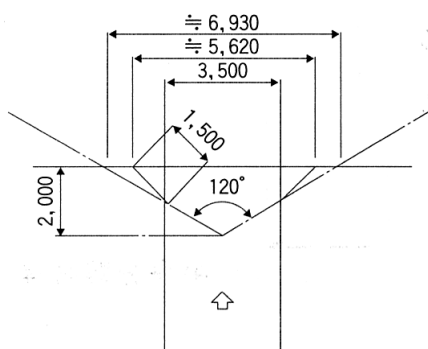


(6) 出口付近の構造〔駐令第7条第1項第5号〕

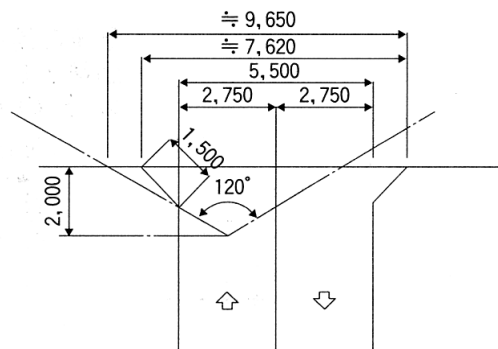
駐車場の出口付近の構造は、十分な安全を確保するため、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60°以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるように視距を確保する必要があります。一方通行にあつては、約6.9m、相互通行にあつては約9.7mの見開きが必要です。

※専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車ための部分については1.3m後退した位置。

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕



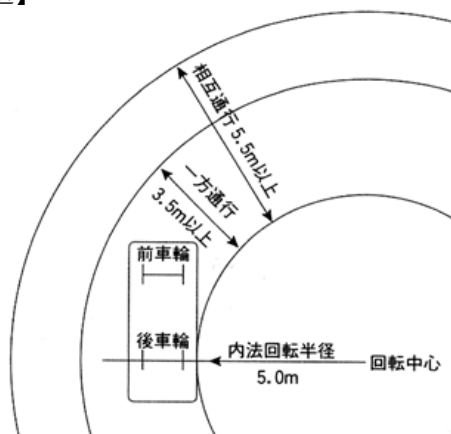
(7) 車路〔駐令第8条第1項第2号〕

- ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分の幅員については、2.75m（自動二輪車専用駐車場にあつては、1.75m）以上とする必要があります。
- ② 一方通行の自動車の車路又はその部分（上記の部分を除く。）の幅員については、3.5m（自動二輪車専用駐車場にあつては、2.25m）以上とする必要があります。
- ③ その他の自動車の車路又はその部分の幅員については、5.5m（自動二輪車専用駐車場にあつては、3.5m）以上とする必要があります。

(8) 建築物である路外駐車場の車路〔駐令第8条第1項第3号〕

- ① はり下の高さは、2.3m 以上とする必要があります。
- ② 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）については、自動車を 5m 以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場にあっては、3m 以上の内法半径で回転させることができる構造）とする必要があります。
- ③ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えない構造とする必要があります。
- ④ 傾斜部の路面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる必要があります。

【車路の幅員及び屈曲部の構造】



参考：駐車場法解説から引用編集

(9) 駐車のに供する部分の高さ〔駐令第9条〕

建築物である路外駐車場の自動車の駐車のに供する部分のはり下の高さは、2.1m 以上である必要があります。

(10) 避難階段〔駐令第10条〕

建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のに供する部分を設ける場合には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設ける必要があります。

(11) 防火区画〔駐令第11条〕

建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画する必要があります。

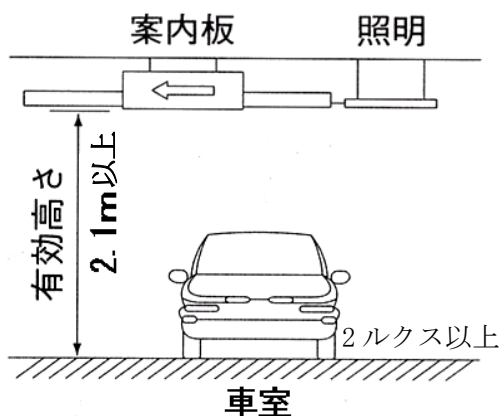
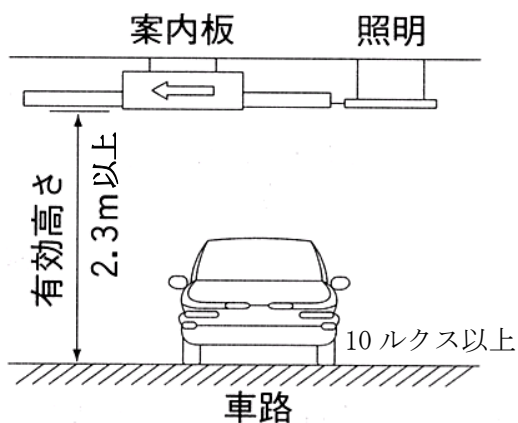
(12) 換気装置〔駐令第12条〕

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1 m²につき、14 m³/h 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける必要があります。ただし、窓その他開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 1/10 以上であるものについては、この限りではありません。

(13) 照明装置〔駐令第13条〕

建築物である路外駐車場には、次に定める照度を保つために必要な照明装置を設ける必要があります。

- ① 自動車の車路の路面は10ルクス以上
- ② 自動車の駐車の用に供する部分の床面は2ルクス以上



参考：駐車場法解説から引用編集

(14) 警報装置〔駐令第14条〕

建築物である路外駐車場には、自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設ける必要があります。

(15) 特殊の装置〔駐令第15条〕

国土交通大臣が認める特殊な装置を用いる路外駐車場については、この規定を適用しません。

(16) 供用時間等の明示〔駐令第17条〕

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示する必要があります。

5 路外駐車場の管理規程

管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定める必要があります。

〔駐法第13条第2項、駐規則第2条、第3条〕

- ① 路外駐車場の名称
- ② 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③ 路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了時刻）
- ④ 路外駐車場の駐車料金に関する事項（駐車料金の上限額）
- ⑤ 路外駐車場の供用契約に関する事項（自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項）
- ⑥ 国土交通省令で定める事項

※管理規程（例）については、次ページを参考にしてください。



駐車場管理規程（例）

1 名称及び所在地

名称：***駐車場

所在地：埼玉県南埼玉郡宮代町〇丁目〇番地

2 駐車場管理者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇

法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記載

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条－第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条－第26条）

第6章 雑則（第27条－第28条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全て又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇 tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

- 2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
- 3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入庫するものとする。
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。
- (9) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (10) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (11) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

（事故に対する措置）

第 13 条 管理者は、駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第 14 条 時間制駐車料金は、車両 1 台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額(上限額)
普通時間 午前 8 時から午後 11 時まで	駐車時間 30 分 (30 分未満が 30 分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後 11 時から翌日の午前 8 時まで	駐車時間 60 分 (60 分未満は 60 分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第 15 条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合、駐車時間内での洗車、修理、駐車位置の変更等のために車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第 16 条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種類	有効時間	通用期間	料金(上限額)
全日定期駐車券	午前 0 時から午後 12 時まで	1 ヶ月	円
昼間定期駐車券	午前 8 時から午後 8 時まで		円
夜間定期駐車券	午後 6 時から翌日午前 8 時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月 15 日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第 14 条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第 5 条の規定に基づき営業休止したため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所

定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

- ⑦定期駐車券利用者が駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用も含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることが

できる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡した時から同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(その他)

第27条 利用者は、埼玉県生活環境保全条例第40条に定めるとおり、アイドリング・ストップを行わなければならない。

(この規程に定めのない事項)

第28条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

Ⅲ バリアフリー新法

1 バリアフリー新法の対象となる駐車場

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する特定路外駐車場を設置する場合は、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準に適合させる必要があります。〔バ法第 11 条第 1 項〕

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

2 バリアフリー新法の届出

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出る必要があります。ただし、駐車場法第 12 条の規定による届け出をしなければならない場合には、同条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出ることができます。また、届け出た事項を変更するときも同様です。

〔バ法第 12 条第 1 項、第 2 項〕

3 特定路外駐車場設置（変更）手続き

(1) 特定路外駐車場設置（変更）手続きの流れ

- ① 工事着工までに駐車場法第 12 条の届出書に主務省令で定める書類（バ法第 12 条第 1 項ただし書き）を添付して提出してください。〔バ法第 12 条〕
- ② 工事完了後に移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令に基づくバリアフリー化基準に適合しているかの検査を行います。〔バ法第 53 条第 2 項〕
- ③ 特定路外駐車場移動等円滑化基準に適合していない場合、是正の指示を行うことがあります。〔バ法第 12 条第 3 項〕
- ④ 上記（①～③）の届出や指示に従わない場合、罰則規定があります。〔バ法第 59 条、第 61 条、第 62 条第 2 項、第 63 条第 1 項、第 64 条〕

(2) 特定路外駐車場の届出に必要な書類一覧

特定路外駐車場の設置、変更を行う場合は、下記の書類を **2 部（正・副）** 提出してください。

・特定路外駐車場設置（変更）の届出【工事着工前に提出】

必要書類	
1	特定路外駐車場設置（変更）届出に関するチェックリスト（参照 P36）
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（参照 P37）
3	平面図 縮尺 1/200 以上（以下の事項を表記） ①路外駐車場車いす使用者用駐車施設の位置 ②路外駐車場移動等円滑化経路 ※駐車場法第 12 条に基づく届出書の添付図面に表記してください。

4 特定路外駐車場の移動円滑化基準

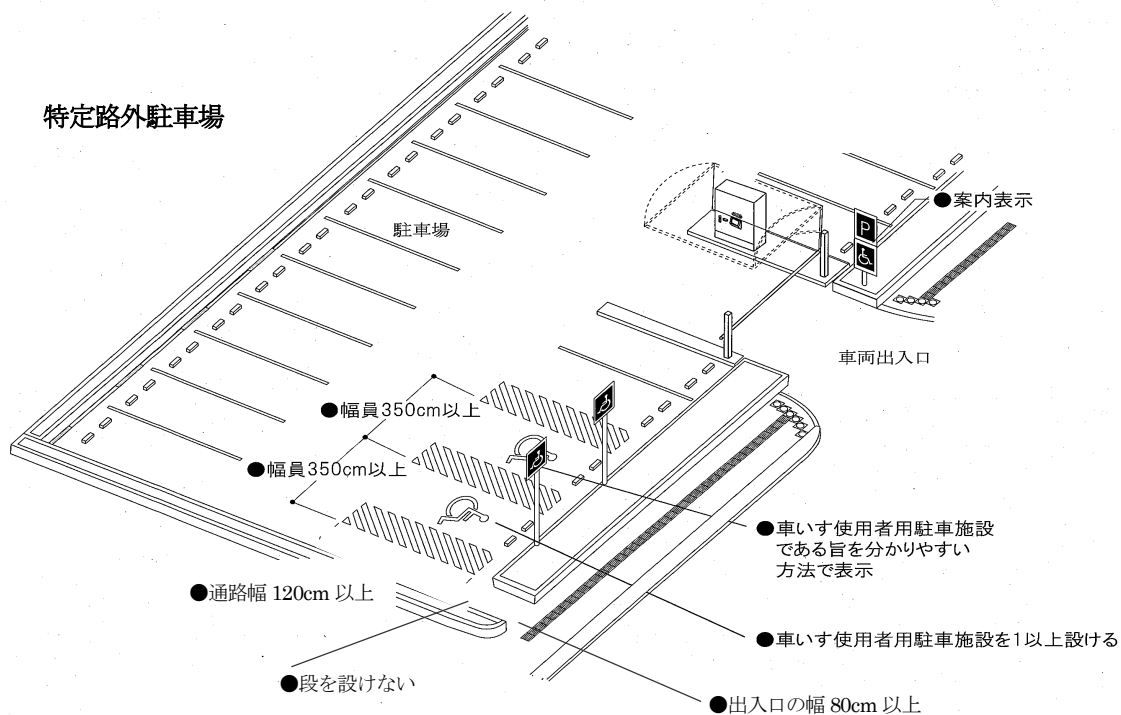
〔移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令〕

(1) 路外駐車場車いす使用者駐車施設〔バ省令第2条〕

- ① 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる幅 350 cm以上の駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を 1 以上設ける必要があります。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではありません。
- ② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をする必要があります。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路〔バ省令第2条第2項第3号、第3条第1項、第2項第1～3号〕

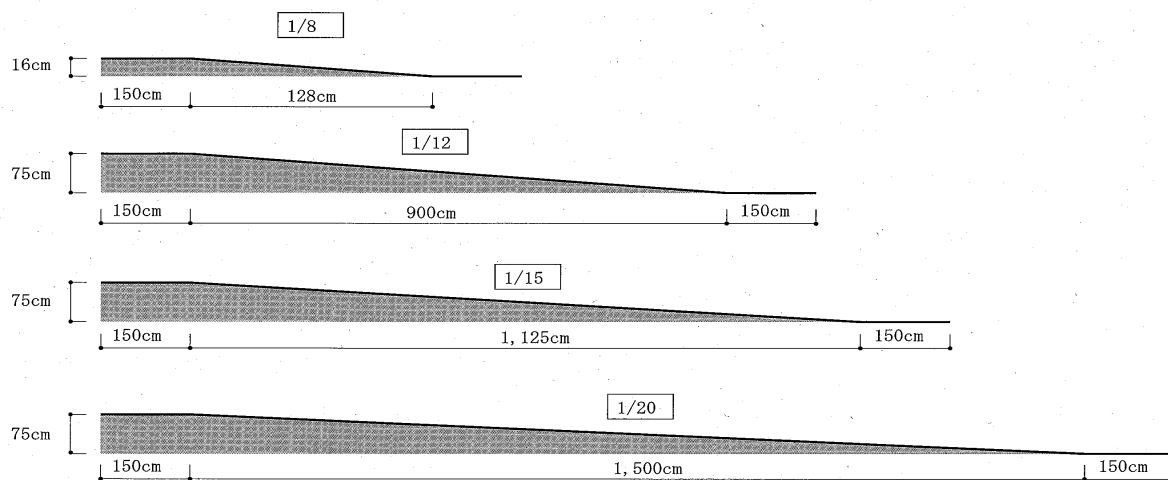
- ① 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用でき、その長さができるだけ短くなる位置に設ける必要があります。（以下「路外駐車場移動円滑化経路」という。）
- ② 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではありません。
- ③ 出入口の幅は、80 cm以上とする必要があります。
- ④ 通路の幅は、120 cm以上とし、50m 以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設ける必要があります。



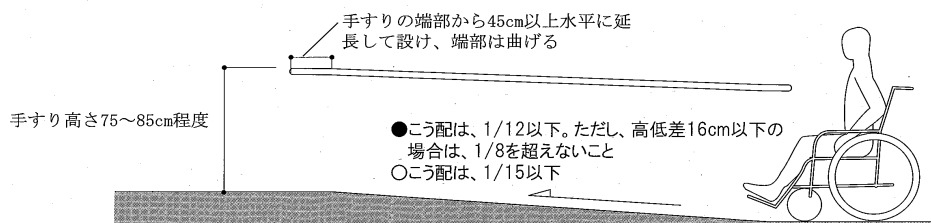
参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用編集

(3) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路〔バ省令第3条第2項第4号〕

- ① 傾斜路の幅は、120 cm（段に併設するものにあつては90 cm）以上とする必要があります。
- ② 勾配は、1/12 を超えない構造とする必要があります。ただし、高さが16 cm以下のものにあつては、1/8 を超えない構造とする必要があります。
- ③ 高さが75 cmを超える場合（勾配が1/20 を超えるものに限る。）には、高さが75 cm以内ごとに踏幅が150 cm以上の踊場を設ける必要があります。
- ④ 勾配が1/12 を超え、又は高さが16 cmを超え、かつ、勾配が1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける必要があります。



傾斜路のこう配 高さ75cm以内ごとに踏場を設ける。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

(4) 特殊の装置〔バ省令第4条〕

国土交通大臣が認める特殊な装置を用いる特定路外駐車場については、バ省令第2条及び第3条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しません。

IV 埼玉県福祉のまちづくり条例

1 埼玉県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）であり、建築物以外の駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上、かつ、料金を徴収するもの。〔福まち規則第1条〕

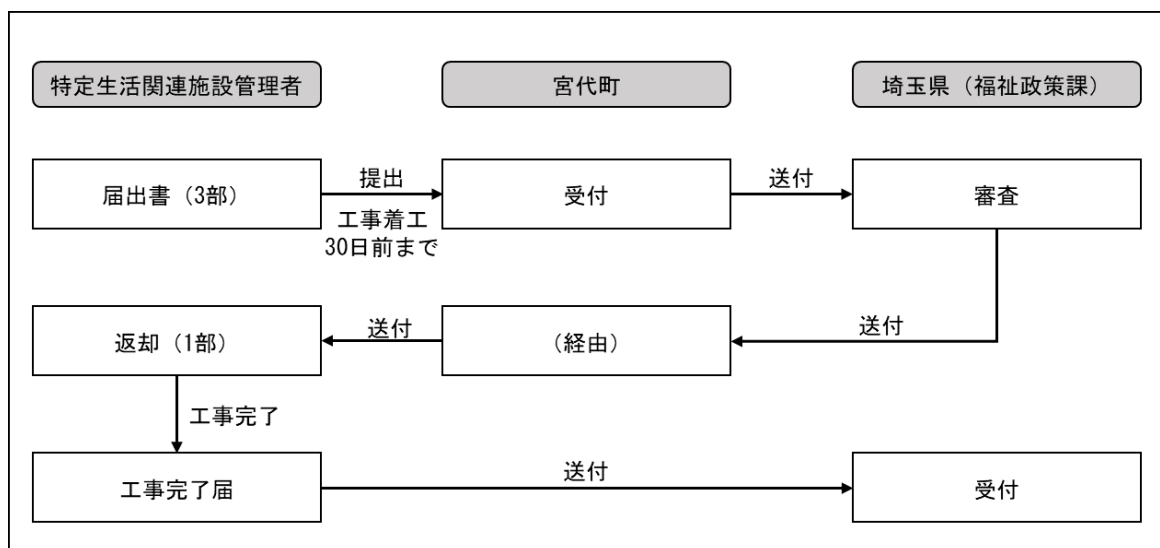
2 埼玉県福祉のまちづくり条例の届出

生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるものを特定生活関連施設といい、新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模修繕若しくは大規模の様様替えをしようとする者（以下「特定生活関連施設設置者」という。）は、規則で定めるところにより、届け出る必要があります。また、届け出た事項を変更するときも同様です。〔福まち条例第16条〕

3 特定生活関連施設新築等（変更）手続き

(1) 特定生活関連施設新築等（変更）手続きの流れ

- ① 工事着工 30 日前までに特定生活関連施設新築等（変更）届出書を **3部（正・副・副）** 提出してください。宮代町で受付後、埼玉県福祉部福祉政策課へ2部送付します。
〔福まち条例第16条、福まち規則第5条、第6条〕
- ② 埼玉県福祉部福祉政策課で受付後、宮代町を経由して1部返却します。
- ③ 工事完了後、埼玉県福祉部福祉政策課へ特定生活関連施設新築完了届出書を提出してください。



(2) 特定生活関連施設の届出に必要な書類一覧

特定生活関連施設の新築、変更等を行う場合は、下記の書類を **3部（正・副・副）** 提出してください。

- ・特定生活関連施設新築等（変更）の届出【新築等（変更）の30日前までに提出】

必要書類	
1	整備項目表（路外駐車場）（参照 P38）
2	特定生活関連施設新築等（変更）届出書（参照 P39）
3	付近見取図（方位、道路及び目標となる地物）
4	平面図（以下の事項を表記したもの） ①縮尺、方位 ②敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置 ③路外駐車場及びその出入口の位置、敷地内の車路の位置 ④車いす使用者用駐車施設の位置及び幅 ⑤路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅 （当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合には、その位置及び幅を含む。）

4 路外駐車場の整備基準〔埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則〕

路外駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要があります。ただし、大型二輪車及び普通自動二輪車（側車付きを除く。）のための駐車場については、この限りではありません。
〔福まち規則第2条〕

- ① 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離はできるだけ短くなる位置に設ける必要があります。
- ② 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示する必要があります。
- ③ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものにする必要があります。

※埼玉県福祉のまちづくり条例の詳細については、「埼玉県福祉のまちづくり条例ホームページ」
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/fukumachi/index.html>) をご覧ください。

V 届出様式等

1 駐車場法

- ・路外駐車場設置（変更）届出に関するチェックリスト・・・・・・・・・・【別紙 1】（P23, 24）
- ・路外駐車場設置（変更）届出書・・・・・・・・・・【別紙 2】（P25, 26）
- ・路外駐車場設置（変更）届出書（記載例）・・・・・・・・・・【別紙 3】（P27, 28）
- ・路外駐車場管理規程に関するチェックリスト・・・・・・・・・・【別紙 4】（P29）
- ・路外駐車場管理規程届出書・・・・・・・・・・【別紙 5】（P30）
- ・路外駐車場管理規程変更届出書・・・・・・・・・・【別紙 6】（P31）
- ・路外駐車場廃止届出書・・・・・・・・・・【別紙 7】（P32）
- ・路外駐車場休止届出書・・・・・・・・・・【別紙 8】（P33）
- ・路外駐車場再開届出書・・・・・・・・・・【別紙 9】（P34）
- ・特殊装置設置計画書・・・・・・・・・・【別紙10】（P35）

2 バリアフリー新法

- ・特定路外駐車場設置（変更）届出に関するチェックリスト・・・・・・・・・・【別紙11】（P36）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項
ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面・・・・・・・・・・【別紙12】（P37）

3 埼玉県福祉のまちづくり条例（参考）

- ・整備項目表（路外駐車場）・・・・・・・・・・【別紙 13】（P38）
- ・特定生活関連施設新築等届出書・・・・・・・・・・【別紙 14】（P39）
- ・特定生活関連施設変更届出書・・・・・・・・・・【別紙 15】（P40）

【別紙1】

路外駐車場設置（変更）届出に関するチェックリスト

届出書類		チェック	審査	備考
届出要件	1. 駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上			
	2. 駐車料金を徴収するもの（月極を除く。）			
提出図面等	1. 位置を表示した縮尺 1/10,000 以上の地形図			変更の届出については、変更しようとする事項に係る図面を添付する
	2. ①～③を記載した縮尺 1/200 以上の平面図			
	①路外駐車場の区域			
	②路外駐車場の出入口及び、車路その他の主要施設 (事務所、料金所、照明、警報装置等（建築内部を除く。))			
	③駐車場周辺の道路状況 (施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋)			
	3. 建築物の場合			
	①縮尺 1/200 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図			
	②照度計算書			
	③換気計算書			
	4. 機械式駐車施設を使用する場合			
①大臣認定書の写し				
②仕様図または全体組立図				
技術基準		チェック	審査	備考
施行令第7条第1項第1号 (駐車場の出入口を設けることができない箇所)	1. 道路交通法第44条で定められた駐停車禁止部分に設けられていない			手引書参照
	2. 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5m 以内に設けられていない			
	3. 小学校、盲学校、聾学校、養護施設、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由通園施設、情報障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分に設けられていない			
	4. 橋に設けられていない（国土交通大臣が認めたものを除く。）			
	5. 幅員が 6m 未満の道路に設けられていない			
	6. 縦断勾配が 10% を超える道路に設けられていない			
施行令第7条第1項第2号～第5号 (駐車場の出入口の構造、設備)	1. 2 以上の前面道路がある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けられている			
	2. 駐車のために供する部分の面積が 6,000 m ² 以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って 10m 以上としている。 (自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、入口と出口の間隔を 10m 未満とすることも可能)			

		3. 出入口に1.5m以上隅切りを設けている（必要な場合）			
		4. 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあつては、1.3m）後退した自動車の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に向かって左右それぞれ60度以上の範囲で見渡すことが可能			図面に記入
施行令 第8条第1項第2号 （車路）		1. 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車場料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分についての幅員が、2.75m（自動二輪車専用駐車場にあつては、1.75m）以上である			図面に寸法を記入
		2. 上記を除く、一方通行の自動車の車路又はその部分についての幅員が、3.5m（自動二輪専用駐車場にあつては、2.25m）以上である			
建築物である路外駐車場	施行令 第8条第1項第3号 （建築物である路外駐車場の車路） 施行令	1. はり下の高さが2.3m以上である			図面に寸法を記入
		2. 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車を5m以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車所にあつては、3m以上の内法半径で回転させることができる構造）が設けられている			
		3. 傾斜部の縦断勾配が17%を超えていない			
		4. 傾斜部の路面を、粗面又は滑りにくい材料で仕上げている			
	施行令 第9条 （駐車の用に供する部分の高さ）	1. 自動車の駐車の用に供する部分のはりの高さが2.1m以上である			図面に寸法を記入
	施行令 第10条 （避難階段）	1. 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けている			
	施行令 第11条 （防火区画）	1. 火災の危険のある施設（給油所等）を附置する場合、当該施設と当該路外駐車場を耐火構造（建築基準法第2条第7号）の壁又は特定防火設備によって区画されている			
	施行令 第12条 （換気装置）	1. 駐車場内部の空気を床面積1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けている（窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものを除く）			換気計算書等の添付
	施行令 第13条 （照明装置）	1. 車路の路面が10ルクス以上ある			照度計算書等の添付
		2. 駐車の用に供する部分の床面が2ルクス以上ある			
施行令 第14条 （警報装置）	1. 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けている			図面に位置等を記入	
施行令 第15条 （特殊の装置）	1. 国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものがない			認定書（写）、仕様書、組立図等の添付	

【別紙2】

(用紙A4)

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日					
宮代町長 あて					
駐車場管理者 住所 氏名 電話番号 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）					
駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。					
1	路外駐車場の名称				
2	路外駐車場の位置				
3	イ	駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル		
	a	建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
					平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計 平方メートル
				それ以外の部分	四輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
					平方メートル
					四輪車 駐車台数 台
					特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計 平方メートル
			車路等の面積 (B)	平方メートル	
b	建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル	
				四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計 平方メートル	
			それ以外の部分	四輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)	
				平方メートル	
				四輪車 駐車台数 台	
				特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計 平方メートル	
		車路等の面積 (D)	平方メートル		

(裏面へ続く)

(裏面から続く)

3	規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
						特定自動二輪車 駐車台数 台	
					小計	平方メートル	
					それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
						四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
							特定自動二輪車 駐車台数 台
						小計	平方メートル
4 構造	イ 建築物である部分						
	ロ 建築物でない部分						
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無					
		b 特殊の装置に係る駐車 場法施行令第15条の規 定による認定の概要	認 定 の 番 号				
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等					
6	附帯業務のための施設						
7	従業員概数						
8	供用開始(予定)日						

(注) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により、特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車のに供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場設置（変更）届出書

記載例	年 月 日
宮代町長 あて	
駐車場管理者 住所	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名	〇〇〇〇株式会社
電話番号	代表者 〇 〇 〇 〇 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	路外駐車場の名称	〇〇〇〇〇〇パーキング				
2	路外駐車場の位置	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地				
規 模	イ	駐車場の区域の面積	1,215.98 平方メートル			
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	2,056.34 平方メートル			
	3	a	建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 1,320.00 平方メートル (駐車台数 82 台)
						特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)
						平方メートル
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	1,320.00 平方メートル
					それ以外の部分	四輪車専用 115.00 平方メートル (駐車台数 8 台)
		特定自動二輪車専用 平方メートル (駐車台数 台)				
		四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台			
小計	115.00 平方メートル					
	車路等の面積 (B)	120.36 平方メートル				
3	b	建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用 平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用 65.00 平方メートル (駐車台数 13 台)	
					62.50 平方メートル	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 5 台 特定自動二輪車 駐車台数 5 台	
				小計	127.50 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用 62.50 平方メートル (駐車台数 5 台)	
	特定自動二輪車専用 15.00 平方メートル (駐車台数 3 台)					
	25.00 平方メートル					
四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 2 台 特定自動二輪車 駐車台数 6 台					
小計	102.50 平方メートル					
	車路等の面積 (D)	270.98 平方メートル				

(裏面へ続く)

(裏面から続く)

3 規 模	駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	1320.00 平方メートル (駐車台数 82 台)					
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造の別）及び避難階段の数を記載する。 なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあってはその旨を記載する。 </div>		それ以外の部分	特定自動二輪車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13 台)					
				四輪車及び特定自動二輪車併用	62.50 平方メートル					
					四輪車	駐車台数 5 台				
					特定自動二輪車	駐車台数 5 台				
				小計	1447.50 平方メートル					
				4 構 造	イ 建築物である部分	地上 10 階・地下 3 階建（うち駐車場は地下 3 階～1 階部分） 建築面積：1,368.56 m ² 鉄骨・鉄筋コンクリート造 避難階段の数：1				
					ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				
					5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	有（垂直循環方式、方向転換装置（ターンテーブル））		
						b 特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による認定の概要	認 定 の 番 号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号、第〇〇〇号		
特殊の装置の名称等							〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（製造者：〇〇〇〇株）			
ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、消火装置、放送装置、自動料金精算機									
6	附帯業務のための施設	無								
7	従業員概数	8 人								
8	供用開始（予定）日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;"> 路外駐車場の業務に附帯して行う業務がある場合に施設概要を記載する。 </div>							

(注) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3 のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3 のロの a 欄及び b 欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により、特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の面積を記載すること。
- 四 3 のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4 のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4 のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5 のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5 のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 九 5 のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5 のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

【別紙4】

路外駐車場管理規程に関するチェックリスト

届出事項		チェック	審査	備考
法第13条第2項 (管理規程)	1. 路外駐車場の名称			
	2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）			
	3. 供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了時刻についての事項が定められている）			施行規則第2条
	4. 駐車料金に関する事項			
	5. 路外駐車場の供用契約に関する事項（路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項が定められている）			
	6. 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車			施行規則第3条
	7. 路外駐車場において行う附帯業務に関する事項（燃料の販売、自動車の修理等）			
施行令第17条 (供用時間等の明示)	1. 駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示している			写真等の添付

(参考) 届出対象駐車場の管理者の法定責務

- ・管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない。
〔法第15条第1項〕
- ・管理規程に従って業務を運営しなければならない。〔法第15条第2項〕
- ・建築基準法第8条第1項[※]の規程によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。〔法第15条第2項〕
- ・駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。〔法第16条〕

※ 建築基準法第8条第1項

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時遵法な状態に維持するように努めなければならない。

【別紙5】

年 月 日

宮代町長 へ

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

路外駐車場管理規程届出書

下記の駐車場について、駐車場の管理規定を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出します。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日

年 月 日

【別紙6】

年 月 日

宮代町長 あて

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

路外駐車場管理規程変更届出書

下記の駐車場について、駐車場の管理規程を^{下記}別紙のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出します。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 管理規程変更日 年 月 日

4 変更事項

旧 (黒字で書くこと)

新 (赤字で書くこと)

【別紙7】

年 月 日

宮代町長 あて

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

路外駐車場廃止届出書

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 廃止の理由

4 廃止年月日 年 月 日

【別紙8】

年 月 日

宮代町長 あて

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

路外駐車場休止届出書

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止の理由

4 休止期間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間

5 休止台数 全部 一部 台

【別紙9】

年 月 日

宮代町長 あて

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

路外駐車場再開届出書

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第14条の規定に基づき届け出します。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 再開年月日 年 月 日

4 再開台数 全部 一部 台

【別紙10】

年 月 日

宮代町長 あて

駐車場管理者 住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特殊装置設置計画書

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 特殊装置の名称等	
4 特殊装置の認定番号	
5 特殊装置の認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
6 特殊装置の設置予定日	年 月 日

備 考

- (1) 設置予定日は、特殊装置の設置（据付等）に係る工事の着手予定日とする。
- (2) 設置予定日に変更となる場合、変更が明らかになった時点で速やかに変更計画書を提出すること。
- (3) 複数の装置が設置される場合は、装置ごとに計画書を提出すること。
- (4) 認定の条件に適合していることがわかる図面、説明資料等を添付すること。

【別紙 11】

特定路外駐車場設置（変更）届出に関するチェックリスト

届出書類		チェック	審査	備考
届出要件	1. 駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上 2. 駐車料金を徴収するもの（月極を除く。）			
提出図面等	1. 位置を表示した縮尺 1/10,000 以上の地形図			駐車場法第 12 条の届出に添付して届ける場合は不要
	2. ①～②を記載した縮尺 1/200 以上の平面図			
	①特定路外駐車場の区域 ②路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑経路、その他の主要な施設			
技術基準		チェック	審査	備考
省令 第 2 条 (車いす使用者用駐車施設)	1. 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を 1 以上設けている			図面に場所、寸法を記入
	2. 幅員が 350 cm 以上である			
	3. 車いす使用者用施設の表示がされている			
	4. 車いす使用者用駐車施設から道路又は公園、広場その他の空地までの経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動円滑化経路）の長さができるだけ短くなる位置にある			
省令 第 3 条 (路外駐車場移動等円滑化経路)	1. 路外駐車場移動等円滑化経路が 1 以上設けられている			図面に場所、寸法を記入
	2. 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けていない (傾斜路を併設する場合は除く)			
	3. 路外駐車場移動等円滑化経路上の出入口の幅が 80 cm 以上であり、通路の幅が 120 cm 以上で 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所が設けてある			
	4. 路外駐車場移動等円滑化経路上の傾斜路			
	①幅員が、段に代るものにあつては 120 cm 以上であり、段に併設するものにあつては 90 cm 以上である			
②勾配が 1/12 以下である。高さが 16 cm 以下の場合は 1/8 以下である				
③高さが 75 cm を超える場合は、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場が設けられている（勾配が 1/20 以下の場合は除く）				
④勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜の部分に手すりを設置している				
省令 第 4 条 (特殊の装置)	1. 国土交通大臣が認定した特殊の装置がある			省令第 2 条、第 3 条を適用しない

【別紙 12】

第 2 号様式（第 7 条第 2 項関係）

（日本工業規格 A 列 4 番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配 <small>こう</small> の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

【別紙 13】

様式第 2 号（6）（第 3 条、第 5 条、第 9 条関係）

整備項目表（路外駐車場）

整備箇所等	整備項目	整備状況	摘要
路外駐車場	ア 1 以上の車いす使用者用駐車施設		
	（ア） 幅は、3.5 m 以上か。	適・否	
	（イ） 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平としているか。	適・否	
	（ウ） 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
	イ 車いす使用者用駐車施設は、路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けているか。	適・否	
	ウ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否	
エ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものか。	適・否		

【別紙 14】

様式第 3 号（第 5 条関係）

特定生活関連施設新築等届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等をしたいので、埼玉県福祉のまちづくり条例第 16 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称						
特定生活関連施設の所在地						
新築等の区分		新築・用途変更・新設・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え				
特定生活関連施設の区分		建築物・小規模建築物・公共交通機関の施設・公園・道路・路外駐車場 診療所にあっては、患者を入院させるための施設の有無 有・無				
用途及び規模			新築等の部分	その他の部分	計	
	建築物 構造 階数 地上階 地下階	床 面 積	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			用途（ ）	m ²	m ²	m ²
			その他の用途	m ²	m ²	m ²
			合計	m ²	m ²	m ²
	公共交通機関の施設		施設面積	m ²	m ²	m ²
	公園		施設面積	m ²	m ²	m ²
	道路		延長	m	m	m
	路外駐車場		駐車のために供する部分の面積	m ²	m ²	m ²
構造及び設備		別添のとおり				
新築等の実施時期		年 月 日 ～ 年 月 日				

注意 「用途及び規模」欄は、該当するものについて記入すること。

【別紙 15】

様式第 4 号（第 6 条関係）

特定生活関連施設変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

特定生活関連施設設置者

住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名

電話番号

特定生活関連施設の新築等の届出に係る事項を変更したいので、埼玉県福祉のま
ちづくり条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

特定生活関連施設の名称		
特定生活関連施設の所在地		
当初の届出年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後